

日本遺産周知ポスター作成業務委託仕様書

鎌倉は平成 28 年度に文化庁から「『いざ、鎌倉』～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～」というストーリーで認定を受けています。

鎌倉は、武家政権が誕生した鎌倉時代だけでなく、江戸時代には観光地として脚光を浴び、近代には多くの政財界人が別荘を建て、「鎌倉文士」と呼ばれる文豪たちが訪れました。ストーリーでは、歴史ある神社仏閣を多く残す古都鎌倉の雰囲気の中に、各時代を代表する史跡、建築や鎌倉文士らが残した文化、行事等がモザイク画のように組み合わされているまちを紹介しています。

日本遺産いざ鎌倉協議会ではストーリーを構成する 56 個の文化財とともに、鎌倉の隠れた魅力、まだ知られていない側面を発信しており、ストーリーの理解促進、周知啓発を図るため、本業務を実施するものです。

1 体裁

- (1) サイズ B1 版 (1030mm×728mm)
- (2) 紙 質 合成紙
- (3) ポスター内容

ア 鎌倉の魅力が十分に表現され、鎌倉への興味を惹きつけられるキャッチコピーとなっていること。

イ 観光客の分散化を促せる内容となっていること。

※例：早朝等の時間による分散化や混雑していないスポット等の場所による分散化等
ウ 見る人の目をひくデザイン、構成となっていること。

エ 日本遺産ロゴマークを入れること。その際には下記日本遺産ポータルサイトの「ロゴマーク使用マニュアル」に基づき作成する。

[\(https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/about/logomark/\)](https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/about/logomark/)

オ 発行元として「日本遺産いざ鎌倉協議会」、「The Japan Heritage “Iza, Kamakura” Consciacion」及び「鎌倉観光公式ガイド」内「日本遺産特設サイト」（下記 URL）の表記を入れること。

[\(https://www.trip-kamakura.com/site/japanheritage/\)](https://www.trip-kamakura.com/site/japanheritage/)

2 印刷枚数

50 枚

3 委託の範囲

- (1) 写真やイラスト等を使用し、デザイン・構成等を行う。

写真については、自ら手配するか、（公社）鎌倉市観光協会が運営するフォトライブラリーの写真を使用することができる。（使用前に申請を自ら行うこととする。）

- (2) デザイン・構成等については、日本遺産いざ鎌倉協議会の指示により校正を行う。

それらが確定した後ポスターを印刷し、次の納品場所に納品する。

248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

鎌倉市役所本庁舎 1 F 観光課窓口

なお、納品時間は、土日祝を除く、平日 8:30～17:00 までとする。

4 委託料に含まれる経費について

委託料の中には、デザイン料、印刷料などの費用すべてを含むこととする。

5 納品

デジタルデータ（PDF ファイルとアウトライン化前後の修正可能なファイル）を落とし込んだ DVD を納品時に合わせて提出すること。

6 最終納品期限

令和 8 年（2026 年）3 月 31 日（火）まで

※納品日は発注者と調整のうえ、発注者が指定する日時とすること。

7 その他

- (1) 受注者は、現行データ（PDF ファイルとアウトライン化前後の修正可能なファイル）を落とし込んだ DVD を手渡し又は郵送により提供する。
- (2) 本業務に伴って発生する、完成品に関する著作権、版権、その他の権利は、すべて発注者に帰属するものとする。
- (3) 作成に当たっては、鎌倉市公共サインガイドラインの内容を遵守すること。